案件1 地方分権改革の推進に向けた取組について

国の動き	高槻市の対応	
H21.11 地域主権戦略会議発足		
H21.12 地方分権改革推進計画閣議決定		
H22.6 地域主権戦略大綱閣議決定	H22. 4特別委員会開催	_
H23.4 第1次一括法 成立	H23. 2特別委員会開催	括
H23.8 第2次一括法 成立		法
H23.11 「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」閣議決定		
	H24. 2特別委員会開催	第
	H25. 2特別委員会開催	1
H 25. 3 地方分権推進本部発足		次(
H25.3 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」閣議決定		第
H25.6 第3次一括法 成立		10
	H25. 8特別委員会開催	次
H25.12 「事務·権限の移譲等に関する見直し方針について」閣議決定		
	H26. 4特別委員会開催	^
H26.5 第 4 次一括法 成立		の
	H26. 7特別委員会開催	対
H27.1 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		応
↓ H27.6 第 5 次一括法 成立	H27. 8特別委員会開催	
H27.12 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	1121.0付別安貝云開催	権
1127.12 「十成27年の地力がりの旋糸寺に関する対心力到」 阁議/大佐	H28. 2特別委員会開催	限
▼ H28.5 第 6 次一括法 成立	П20. 2付別安貝云開催	移
[1120.5 第 0 次一指法 成立]	H28. 8特別委員会開催	譲
H28.12 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	1120.017加安貝公開催	体
1120.12 「「成20年の地別からの従来寺に因する別心別」」「衛珉八足		制
▼ H29.4 第7次一括法 成立		整
H29.12 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		備
	H30. 2特別委員会開催	
H30.6 第8次一括法 成立	1,103,000	条
H30.12 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		例
	H31. 1特別委員会開催	整
R1.5 第 9 次一括法 成立		備
R1.12 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		等
\downarrow	R2. 1特別委員会開催	
R2.6 第10次一括法 成立		
R2.12 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
	R3. 1特別委員会開催	
	†	. /1/-
		へ 第 の 11
\downarrow		対次
R3.5 第11次一括法 成立		応 一
R3.12 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		中 括
	R4. 2特別委員会開催	法

. 4 -

(1) 第11次地方分権一括法での法改正に係るもの

	個別法	/ □ □12+	34.丁榧雨	研印 学 对工概带	権限		壮体 怎口	経過措置	Az Joi	供本/共产业27 6 6)	元件如果
No.		改正概要	改正前	改正後	法施行日	期限	条例	備考(対応状況等) 	所管部署		
1		地縁による団体が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、市町村長が当該団体を認可することを可能とする。		_	R3.11.26		不要	地縁団体認可ハンドブックの改訂を 行い、ホームページにて周知を図 る。	コミュニティ推進室		
2	の特定の事務 の郵便局にお	転出届の受付及び転出証明書の引渡し並 びに印鑑登録の廃止申請の受付の事務に ついて、地方公共団体が指定する郵便局 において取り扱わせることを可能とする。		_	R3.5.26	_	不要	転出届の受付等の事務については、本庁並びに3支所において実施しており、郵便局における取扱いに関する要望が特になく、現時点で検討していない。	市民課		
3		小規模多機能型居宅介護及び介護予防 小規模多機能型居宅介護の利用定員に 関する基準について、必ず省令の規定に 適合しなければならない「従うべき基準」か ら、合理的な理由がある範囲内で、地域の 実情に応じた内容を定めることは許容され る「標準」に見直すことにより、市町村が独 自に基準を定めることも可能とする。		_	R3.8.26	_	不要	本市の実情からは、現行と異なる基準を設ける合理的な理由がなく、現行の基準を維持することが望ましいことから、条例改正による基準の変更は現時点では必要ないと判断している。			

၂ ဩ

(2) 個別法令の改正に係るもの

	海叫社会	改正概要 権限 改正前 改正後	施行日	経過措置	条例	Mt +	工体加里		
No.	個別法令		改正前	改正後	他行口	期限	宋例	備考(対応状況等) 	所管部署
1		新型インフルエンザ等特別措置法において、営業時間の変更の要請等を内容とするまん延防止等重点措置を創設するなどの改正。	_	_	R3.2.13	_	不要		危機管理室
2	の特定の事務 の郵便局にお ける取扱いに	以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務に追加する。 ③署名用電子証明書の発行の申請の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の失例を がある旨の申請の受付 ④利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付 ④利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の受付の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付	_	-	R3.5.19	_	不要	署名用電子証明書の発行申請受付等の事務について、本庁並びに3支所において実施している。今後マイナンバーカードを保有する市民が増加するにつれて、電子証明書の発行も増加することから、受付体制の強化が必要となるため、郵便局における取扱いを含め検討を行う。	
3		小規模住居型児童養育事業を行う者(ファミリーホーム)に委託されている小学校就学前子どもが保育所等を利用する場合の利用者負担について、里親と同様に負担を求めないこととする。	_	_	R3.4.1	_	不要	「高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例」における既存の条項で適用できることから、現時点での改正は検討していない。	
4	地方自治法施 行規則	地方公共団体における電子契約に用いることができる電子証明書として地方公共団体組織認証基盤において発行される職責証明書を追加する。	_	_	R2.9.18	_	不要	現時点で電子契約を導入していない。 い。	契約検査課

	加加夫人	-L-1	改正概要	DIA 1. T.	権限		15-4	経過措置	A		
	個別法令	他別法节		改正前	改正後	施行日	期限	条例	備考(対応状況等)	所管部 署	
	和条約に基づ き日本の国籍	特別永住者証明書の有効期間更新申請 等に関し、一定の要件を満たした特別永住 者等につき、本人限定受取郵便により特 別永住者証明書を受領することを可能とす る。	_	_	R3.5.1	_	不要		市民課		
	師法施行規則	集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査について、医師の立会いを不要とする。	_	_	R3.10.1	_	不要		健康づくり推進課		
7	法施行規則	市町村が行う国民健康保険の被保険者の 高額療養費の支給申請について、市町村 の判断により手続を簡素化することを可能 とする。	_	_	R3.3.17	_	不要	システムを改修する必要があるため、新システムの導入(令和5年1月からを予定)にあわせて対応する予定。			
8	行規則	葬祭扶助(生活保護法18条)を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく弁済供託制度についても活用可能とする。	_	_	R2.12.9	_	不要		生活福祉総務課		
9	の整備に関す る法律施行規 則	耕作又は養畜の業務を営む者が設置し自己の生産する農畜産物等を提供する農家レストランについて、農業用施設として位置付け、農用地区域内での設置を可能とする。	_	_	R2.3.31	_	不要		農林緑政課		
0	等に関する法	農地利用最適化推進委員の定数の基準について、農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるよう緩和する。	_	_	R4.4.1	_	不要	定数増加の場合は条例の改正を行うこととなるが、現時点では検討していない。			
11	施行規則 ・建築動態統 計調査規則	建築主が作成する建築工事届及び建築物除却届の様式について、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記を容易とするための改正。	_	_	R3.3.31	_	不要		審査指導課		

	M Dilat A	3L 1m	権限		#4	経過措置	AZ /DI	## # / 	三体 如 蜀
No.	個別法令	改正概要	改正前	改正後	施行日	期限	条例	備考(対応状況等)	所管部署
12	止・施・・止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各省令において定める様式について、押印及び本人署名を不要とするための改正。			R2.12.28		不要	省令改正の趣旨を鑑み、行政手続における押印の見直しのための関係規則の整理に関する規則において、市で定める様式について押印及び本人署名を不要とする改正をしている。(令和3年4月1日施行)	環境政策課
13	保全特別措置 法施行規則	特定施設の構造等の変更の許可において、排出水の汚染状態及び量が増大せず、環境保全上著しい支障を生じさせるおそれがないことが明らかな場合は、特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価等を要しないこととする。	_	_	R2.9.25	_	不要		環境政策課
14	及び清掃に関する法律施行規則	産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物の同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとする。	_	_	R2.7.16	_	不要		資源循環推進課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律(第11次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室 令和3年5月19日成立 令和3年5月26日公布

第11次地方分権一括法

「提案募集方式(※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和2年の地方 からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し 等の関係法律の整備を行う。

改正内容 【9法律を一括改正】

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(8改正事項(9法律))

- 地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に(地方自治法)
- 転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能に (地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律)
- 小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し(介護保険法)
- 沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に (沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法)
- 一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止(建築土法)
- 宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止(宅地建物取引業法)
- 不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止(不動産の鑑定評価に関する法律)
- 積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止(積立式宅地建物販売業法)

施行期日 (1) 直ちに施行できるもの → 公布の日 (2) (1)により難い場合 → (1)**以外の個別に定める日**

 ∞

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(9法律)

[地方自治法]

・ 地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に

〔地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律〕

・ 転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能に

〔介護保険法〕

・ 小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し

〔沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法〕

・ 沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に

〔建築士法〕

9N

• 一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止

〔宅地建物取引業法〕

・ 宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止

[不動産の鑑定評価に関する法律]

• 不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止

〔積立式宅地建物販売業法〕

• 積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)により難い場合 → (1)以外の個別に定める日

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

①地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に(地方自治法)

- ・ 地縁による団体※が不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、市町村長が当該団体を認可することを可能とする。
 - ※ 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- ・ これにより、不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う地縁による団体に法 人格を付与することが可能となり、当該団体が地域で求められる役割を安定的・ 継続的に果たすことに資する。 (施行日:公布の日から6月を経過した日)

地縁による団体が認可を受けるために

不動産等の保有又は保有する予定が必要



不動産等の保有又は保有する予定が不要に

②転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能に

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律)

- 転出届の受付及び転出証明書の引渡し並びに印鑑登録の廃止申請の受付 の事務について、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせること を可能とする。
- これにより、郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務が拡大し、 住民の利便性の確保及び行政運営の合理化に資する。 (施行日:公布の日)

郵便局において取扱いが可能な事務が 住民票の写しの交付請求の受付等に限定



転出届の受付及び転出証明書の引渡し 並びに印鑑登録の廃止申請の受付の 事務の取扱いが可能に

③小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し

(介護保険法)

- 小規模多機能型居宅介護※の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」 から「標準」に見直すことにより、市町村が独自に基準を定めることも可能とする。
- ※ 「通い」を中心として、利用者(要介護(支援)者)の様態や希望に応じて、随時「訪問」や 「宿泊」を組み合わせて提供する介護サービス
- ・ これにより、介護サービスの質を担保しつつ、地域の実情に応じて必要なサービスの提供が可能となる。 (施行日:公布の日から3月を経過した日)

利用定員に関する基準

国で一律に定める「従うべき基準」



「標準」に見直すことにより、<u>市町村が独自に</u> 基準を定めることも可能に

3

④沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に (沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法)

- ・ 沿岸漁業改善資金※について、現行の都道府県による直接貸付方式に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を都道府県が導入すること及び 同方式による沿岸漁業者の債務を漁業信用基金協会が保証することを可能 とする。
 - ※ 沿岸漁業の経営改善等を目的とした漁船・漁具の購入や養殖施設の設置等を対象とする 無利子資金
- ・ これにより、当該資金の利用促進が図られ、沿岸漁業の経営改善等に 資する。 (施行日:R4.4.1)

沿岸漁業改善資金の貸付けについて

- ・都道府県による**直**接貸付けのみ可能
- · <u>担保又は連帯保証人が必要</u>

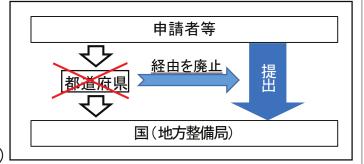


- ・都道府県の判断で金融機関による<u>転貸融資</u> 方式の導入も可能に
- ・同方式において漁業信用基金協会による <u>債務保証を可能に</u>

⑤一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止(建築士法)

- 一級建築士の国(地方整備局)に対する免許申請等及び国に対する試験の 受験申込みについて、都道府県経由事務※を廃止する。
 - ※ 国が指定登録・試験機関を指定する場合、都道府県経由事務は住所・死亡の届出等のみ
- これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の 事務負担の軽減に資する。

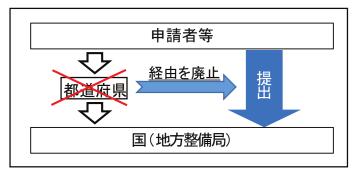
(施行日:公布の日から起算して3月を経過した日)



⑥宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止(宅地建物取引業法)

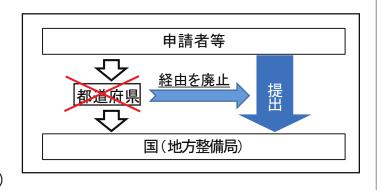
- ・ 宅地建物取引業の国(地方整備局)に対する免許申請等※について、 都道府県経由事務を廃止する。
 - ※ 免許の申請、変更・廃業・案内所の届出等
- これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の 事務負担の軽減に資する。

(施行日:公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)



(7)不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止(不動産の鑑定評価に関する法律)

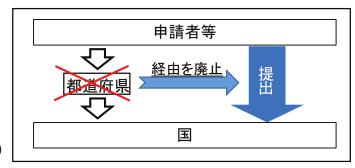
- ・ 不動産鑑定業の国(地方整備局)に対する登録申請等※について、 都道府県経由事務を廃止する。※ 登録・変更登録の申請、廃業の届出等
- ・ 大臣登録業者に係る不動産鑑定業者登録簿等の都道府県における 供覧を廃止する。 ※ 国(地方整備局) における供覧は継続
- これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の 事務負担の軽減に資する。(施行日:公布の日から起算して3月を経過した日)



⑧積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止(積立式宅地建物販売業法)

- 積立式宅地建物販売業の国に対する許可申請等※について、 都道府県経由事務を廃止する。※ 許可の申請、変更・廃業の届出等
- これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の 事務負担の軽減に資する。

(施行日:公布の日から起算して3月を経過した日)



(参考)

- ·第1次地方分権一括法(H23.4成立。42法律を改正)
- ·第2次地方分権一括法(H23.8成立。188法律を改正)
- ·第3次地方分権一括法(H25.6成立。74法律を改正)
- ·第4次地方分権一括法(H26.5成立。63法律を改正)
- ·第5次地方分権一括法(H27.6成立。19法律を改正)
- ·第6次地方分権一括法(H28.5成立。15法律を改正)
- ・第7次地方分権一括法(H29.4成立。10法律を改正)
- ·第8次地方分権一括法(H30.6成立。15法律を改正)
- ·第9次地方分権一括法(R元. 6成立。13法律を改正)
- ·第10次地方分権一括法(R2.6成立。10法律を改正)